株式会社ヤマダホールディングス

緊急事態宣言に伴う対象 6 都府県に関する営業対応のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

このたび、4月23日(金)に、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発出され、 5月12日より愛知県と福岡県が加わり5月31日(月)まで延長されることが決定いたしました。

<u>当社が取り扱う「家電製品」は、毎日の生活に欠かせない「生活必需品物資」であること、また、</u> 家電量販店としての社会インフラを支える存在であることを踏まえ、5月12日(水)からの対象 6都府県に関する営業対応を下記の通りお知らせいたします。

記

■6 都府県店舗の営業体制

6都府県 19:00まで の時短営業

※商業施設内の店舗につきましては、上記と異なる場合がございます。 各店舗における営業状況についてはこちらをご覧ください。

URL: https://www.yamada-denki.jp/store/

- ■趣味・嗜好品である製品コーナーの営業休止 対象の製品
 - 玩具
 - ・オーディオ
 - ・デジタルカメラ
- ■販促活動の自粛
 - ・当社は、集客を目的とするチラシなどの販促活動を自粛します。
- ■感染拡大防止への対応
 - ・出入口消毒液の設置(お客様への手指消毒およびマスク着用のお声かけ)
 - 店内消毒の徹底
 - ・間隔をあけたレジ待ちの推奨
 - レジのビニールカーテン導入
 - 店内従業員の感染予防対策

健康チェックの実施、出勤時の検温、マスクやフェイスシールド着用 手洗いおよびアルコール消毒の徹底、お客様宅訪問前の手指の消毒と検温実施 必要に応じた抗原検査または、PCR 検査の実施 以上、今後もお客様と従業員、関係者の安全確保を最優先に、政府・各自治体の指針等に従い、 社内外への感染拡大の抑止に全力を挙げて取組んでまいります。

なお、本件についてのお問い合わせにつきましては、下記までお願い致します。

株式会社ヤマダデンキ お客様相談窓口 0570-078-181 (9:00~18:00) 株式会社ヤマダホールディングス 広報部 027-345-8947 (9:00~18:00) 問い合わせ対応者:経営企画室長兼サステナビリティ推進室長 清村 浩一

> 【発行元】株式会社ヤマダホールディングス 広報部 群馬県高崎市栄町 1-1 電話:027-345-8947 FAX:027-345-8948

上記記載の情報は、2021年5月11日15:00現在の情報であり、今後変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。